



## 自由を尊重しない社会性

柴生田 晴四  
(経済倶楽部理事長)

▼政府は5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを強制隔離が必要な第2類からインフルエンザと同等の第5類に引き下げます。これで行動制限を伴う規制はなくなり、また3月13日からはマスク着用についても原則個人の自由意志となります。  
コロナ禍もやっと終息することになるでしょう。

▼第5類への引き下げは、当初の政府案では

ません。利権団体の代表にすぎないのです。  
▼本来はワクチンの普及と治療法の確立をもって第5類に移行すべきでした。感染が急拡大しても、開業医を含めた全ての医療関係者が治療に当たる体制があれば、混乱ははるかに少なかったでしょう。

▼マスクの着用を義務付ける法的な根拠はあるのでしょうか。米国ではマスクの着用を拒否した市民が裁判に勝っています。日本ではマスクを鼻の下にずり下げていたために試験が受けられなかったなど、過剰な厳格さが求められています。マスクの長時間の着用が成長期の子供たちの健康を将来にわたって損なうことは本場の専門家の間では常識です。その一方でマスクの効用には科学的根拠が甚だ

4月1日でした。しかし、厚労省の有識者会議でいわゆる専門家たちから強い異論が出たため、時期は5月連休以降に先送りされました。いわゆる専門家は、致死率は下がっているが死者の絶対数は増えていると主張。しかし、コロナに感染していた死者と比べても、その死因が全てコロナ感染に起因するとは言えません。治療法が確立していなかった初期はともかく、二年目以降はコロナに起因する死者は極めて少ないとの調査結果もあります。そんな事実を無視してコロナへの大衆の恐怖を煽り、国民に不自由を強いる専門家とは何者なのか。専門家と称する人たちの中

枢には日本医師会の幹部が加わっています。彼らは感染症の専門家ではなく、開業医にすぎ

薄弱です。確かに咳やくしゃみの飛沫防止には有効でしょうが袖で鼻や口を覆う咳エチケットでも防げます。一方、コロナウイルスはスギ花粉や細菌類に比べてはるかに微細で、ほとんどのマスクは侵入を防げません。

▼日本の社会は、奪われた自由の価値に見合う結果が得られたのか、コロナ対策の功罪を検証すべきです。外出を自粛し、人との接触を避ける暮らしは高齢者の認知症や若者の自殺を増加させ、出生率の大幅な低下など、経済の落ち込みだけでなく社会と個人の生活に深刻な傷跡を残しています。国家が個人の自由を侵害し、それを助長するような社会は、多様性を尊重する社会とは正反対の同調社会でしかありません。